

二十六 旧第 57 条の 3 ((使用済燃料再処理準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)  (廃 止)	<p><u>第 57 条の 3 ((使用済燃料再処理準備金) 関係</u></p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u></p> <p><u>57 の 3-1 使用済燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金を含む。)の額の益金算入等については、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十七 第 57 条の 5 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合)</p> <p>57 の 5-6 ……………</p> <p>既に……………場合においても、措置法第 57 条の 5 第 1 項に規定する異常災害損失が生じたときの同条第 6 項の規定により益金の額に算入する金額は、……………の金額のうち同項に規定する異常災害損失の額に達するまでの金額であることに留意する。</p>	<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合)</p> <p>57 の 5-6 ……………</p> <p><u>異常危険による損失が生じたため当該準備金を取り崩した場合において、既に……………ときは、当該取り崩した金額は、まず、……………から取り崩されたものとして取り扱う。</u></p>

二十八 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>58-16 削 除</p>	<p><u>(償還期間の判定)</u></p> <p>58-16 措置法令第 34 条第 18 項において償還期間が 10 年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(1) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p>(2) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p>(3) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。</u></p>

二十九 第 61 条 ((国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 章の 2 <u>国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</u></p> <p>第 61 条 ((<u>国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</u>) 関係)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>61-1 <u>措置法令第 37 条第 2 項</u>に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、<u>同項</u>に規定する<u>特定事業</u> (以下「<u>特定事業</u>」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、</p>	<p>第 5 章の 2 <u>国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</u></p> <p>第 61 条 ((<u>国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</u>) 関係)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>61-1 <u>措置法令第 37 条第 3 項</u>に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、<u>同条第 2 項</u>に規定する<u>事業</u> (以下「<u>特例事業</u>」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第39条の90の2第2項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</p> <p><b>（軽減対象所得金額に係る損金の額）</b></p> <p>61-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、<u>特定事業</u>に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業に属する棚卸資産の評価換え</u>による損失の額</p> <p>(2) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費</u>の額</p> <p>(3) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額</u>（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p><b>（災害損失の区分の特例）</b></p> <p>61-3 <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</u></p>	<p>準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第39条の90の2第3項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</p> <p><b>（軽減対象所得金額に係る損金の額）</b></p> <p>61-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、<u>特例事業</u>に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>棚卸資産の評価換え</u>による損失の額</p> <p>(2) 減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) 減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(支払利子の区分の特例)</u></p> <p><u>61-4 支払利子の額で特定事業に係るものの金額は、措置法令第 37 条第 3 項の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 子会社等のために借り入れて子会社等へひも付融資をしている負債の支払利子の額で子会社等からの受取利子の額に相当する金額</u></p> <p><u>(共通費用の額の配分基準の継続)</u></p> <p><u>61-5 措置法令第 37 条第 3 項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においても継続して適用しなければならないものとする。</u></p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>61-6 措置法第 61 条第 3 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>61-3 措置法第 61 条第 3 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</u></p>

三十 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
第 7 章 <u>認定農地所有適格法人等の課税の特例</u>	第 7 章 <u>認定農業生産法人等の課税の特例</u>

三十一 第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(情報提供料等と交際費等の区分)</p> <p>61 の 4(1) - 8 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(掛) .....</p> <p>.....<u>所得税法第 161 条第 1 項各号又は法第 138 条第 1 項各号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>61 の 4(2) - 6 <u>措置法令第 37 条の 4 第 4 号及び第 5 号に規定する「総資産の価額」は、当該事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の基本通達 13 の 2 - 1 - 2 に定める電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものとし、これらの号に規定する「国内にある資産 (.....) 及び国外にある資産 (.....) の価額」は、当該事業年度終了の時における税務計算上の帳簿価額による。</u></p>	<p>(情報提供料等と交際費等の区分)</p> <p>61 の 4(1) - 8 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(掛) .....</p> <p>.....<u>所得税法第 161 条各号又は法第 138 条各号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>61 の 4(2) - 6 <u>基本通達 20 - 3 - 7 の取扱いは、外国法人が措置法令第 37 条の 4 第 4 号及び第 5 号の規定を適用する場合について準用する。</u></p>

三十二 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 21 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 2 号イ及びロ</u>……………</p>	<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 21 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 2 号イ及びロ</u>……………</p>
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5) - 32 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(1)</u>に規定する……………</p> <p>……………<u>同号イ(1)</u>に掲げる……………</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5) - 32 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u>に規定する……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u>に掲げる……………</p>
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5) - 33 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(2)</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5) - 33 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>
<p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>62 の 3(6) - 3 ……………</p> <p>(注) ……………<u>法第 71 条若しくは第 144 条の 3</u>……………<u>法第 80 条</u></p> <p><u>第 1 項若しくは第 144 条の 13 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 2 項</u>……………</p> <p>……………<u>これら</u>……………</p>	<p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>62 の 3(6) - 3 ……………</p> <p>(注) ……………<u>法第 71 条</u>……………<u>法第 80 条第 1 項</u>……………</p> <p><u>同項</u>……………</p>
<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6) - 12 ……………</p> <p>……………<u>第 11 項各号</u>……………</p>	<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6) - 12 ……………</p> <p>……………<u>第 10 項各号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付) 62の3(6)-13 ..... ..... <u>第11項各号</u> .....	(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付) 62の3(6)-13 ..... ..... <u>第10項各号</u> .....

三十三 第63条((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
(他の者から取得をした土地等の意義) 63(1)-8 ..... ..... <u>他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等</u> .....	(他の者から取得をした土地等の意義) 63(1)-8 ..... ..... <u>他の連結法人</u> .....
(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整) 63(6)-3 ..... (注) ..... <u>法第71条若しくは第144条の3</u> ..... <u>法第80条第1項若しくは第144条の13第1項第1号、第2号若しくは第2項</u> ..... ..... <u>これら</u> .....	(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整) 63(6)-3 ..... (注) ..... <u>法第71条</u> ..... <u>法第80条第1項</u> ..... ..... <u>同項</u> .....

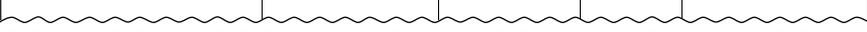
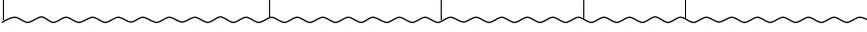
三十四 第64条~第65条の2((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
(代替資産の先行取得期間) 64(3)-6 .....	(代替資産の先行取得期間) 64(3)-6 .....

改 正 後					改 正 前				
.....特別償却.....					.....特別償却(措置法第46条及び第68条の31の規定によるものを除く。) .....)				
(注) .....					(注) .....				
(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)					(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)				
64(3)-14 .....					64(3)-14 .....				
.....特別償却.....					.....特別償却(措置法第46条の規定によるものを除く。) .....)				
(収用証明書の区分一覧表)					(収用証明書の区分一覧表)				
64(4)-1 .....					64(4)-1 .....				
別表1 収用証明書の区分一覧表					別表1 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑳	.....一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業..... .....発電施設..... .....(※1)..... 又は送電施設(※2)若しくは..... 変電施設(※2)(第17号の一部)			※1 .....	㉑	.....一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業..... .....発電施設、最大出力8,000キロワット以上の風力若しくは最大出力1,000キロワット以上の太陽光による発電施設(電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者が設置するものに限る。) .....(※)..... .....送電施設又			※ .....
				(1) .....					(1) .....
				(2) .....					(2) .....
				(3) .....					(3) .....
				(4) .....					(4) .....
				※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。					

改 正 後					改 正 前				
					は……変電施設 (第17号の一部)				
45の2	……当該証明に 記載されている その証明の日が 平成31年3月31 日以前であるも のに限るものと し、代行買収(※ 4)……				45の2	……代行買収(※ 4)……			
50	(イ) ……地上権の共有持 分(都市再開発法第 110条第1項又は第 110条の2第1項の 規定により定められ た権利変換計画に係 る施設建築敷地に関 する権利又は施設建 築物に関する権利を 取得する権利を含 む。)又は個別利用 区内の宅地若しくは その使用収益権……	……に掲げる場 合のいずれか(都 市再開発法第71 条第1項の申出 をした者が同法 第70条の2第1 項の申出をする ことができる場 合には、措置法令 第39条第7項第 1号に掲げる場 合に限る。)に該 当する……		※ 施行者は個 人施行者、市街 地再開発組合、 再開発会社、地 方公共団体、独 立行政法人都 市再生機構及 び地方住宅供 給公社である。	50	(イ) ……地上権の共有持 分又は施設建築敷地 若しくは施設建築物 に関する権利……	……のいずれか に該当する……		※ 施行者は市 街地再開発組 合、地方公共団 体、独立行政法 人都市再生機 構である。
	(ロ) ……読み替えて適用 される場合……				(ロ) ……読み替えられる 場合……				
	(ハ) ……				(ハ) ……				
	(ニ) ……同法第118条の 25の3第1項……				(ニ) ……同法第118条の 25の2第1項……				

改 正 後					改 正 前				
<p>(ホ) 都市再開発法第104条第1項(同法第110条の2第6項又は第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。) ……同法第118条の25の3第3項……</p> <p>(ハ) …………… ……取得する権利(都市再開発法第110条第1項又は第110条の2第1項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)</p> <p>(ト) ……………</p>					<p>(ホ) 都市再開発法第104条第1項……同法第118条の25の2第3項……</p> <p>(ハ) …………… ……取得する権利</p> <p>(ト) ……………</p>				
<p>50の2) ……………</p> <p>(イ) …………… ……地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第255条第1項又は第257条第1項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権……</p> <p>(ロ) ……………</p>	<p>……に掲げる場合のいずれか……同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第10項第1号に掲げる場合に限る。……</p>			<p>※ 施行者は、個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社……</p>	<p>50の2) ……………</p> <p>(イ) …………… ……地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権又は防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利若しくは個別利用区内の宅地に関する権利……</p> <p>(ロ) ……………</p>	<p>……のいずれか……同法第202条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、措置法令第39条第10項第1号に限る。……</p>			<p>※ 施行者は、防災街区整備事業組合……</p>

改 正 後					改 正 前				
<p>……読み替えて適用される場合……</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>……第 248 条第 1 項 （<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条又は第 45 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）……</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……取得する権利 （<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 255 条第 1 項又は第 257 条第 1 項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。</u>）</p>					<p>……読み替えられる場合……</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>……第 248 条第 1 項 ……</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……取得する権利</p>				
									

三十五 第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係

改 正 後		改 正 前	
<p>（許可を要しないこととなった日の意義）</p> <p>65 の 2-6 ……………</p> <p>(1) ……………</p>		<p>（許可を要しないこととなった日の意義）</p> <p>65 の 2-6 ……………</p> <p>(1) ……………</p>	

改 正 後	改 正 前
(2) ..... ..... <u>同規則第 29 条第 14 号</u> .....	(2) ..... ..... <u>同規則第 32 条第 14 号</u> .....

三十六 第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65 の 4-17 .....	(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65 の 4-17 .....																																																																																																																																																																
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表	別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1 .....</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2 .....</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) .....</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2) .....</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(3) .....<u>独立行</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>政法人中小企</u></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>業基盤整備機</u></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>.....<u>独立行</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>構法第15条第</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>政法人中小企</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>1項第3号、</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>業基盤整備機</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>第4号若しく</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>構法第 15 条第</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>は第12号.....</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1項第3号、第</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>同項第12号...</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4号若しくは</u></td> <td></td> <td></td> <td>...</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第 12 号.....同</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>項第 12 号.....</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑬				※ 1 .....	(イ)				※ 2 .....	(ロ)				(1) .....	A				(2) .....	B				(3) ..... <u>独立行</u>	C				<u>政法人中小企</u>	D				<u>業基盤整備機</u>	E	..... <u>独立行</u>			<u>構法第15条第</u>		<u>政法人中小企</u>			<u>1項第3号、</u>		<u>業基盤整備機</u>			<u>第4号若しく</u>		<u>構法第 15 条第</u>			<u>は第12号.....</u>		<u>1項第3号、第</u>			<u>同項第12号...</u>		<u>4号若しくは</u>			...		<u>第 12 号.....同</u>					<u>項第 12 号.....</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1 .....</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2 .....</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) .....</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2) .....</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(3) .....<u>独立行</u></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>政法人中小企</u></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>業基盤整備機</u></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>.....<u>独立行</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>構法第15条第</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>政法人中小企</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>1項第3号、</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>業基盤整備機</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>第4号若しく</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>構法第 15 条第</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>は第11号.....</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1項第3号、第</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>同項第11号...</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4号若しくは</u></td> <td></td> <td></td> <td>...</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第 11 号.....同</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>項第 11 号.....</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑬				※ 1 .....	(イ)				※ 2 .....	(ロ)				(1) .....	A				(2) .....	B				(3) ..... <u>独立行</u>	C				<u>政法人中小企</u>	D				<u>業基盤整備機</u>	E	..... <u>独立行</u>			<u>構法第15条第</u>		<u>政法人中小企</u>			<u>1項第3号、</u>		<u>業基盤整備機</u>			<u>第4号若しく</u>		<u>構法第 15 条第</u>			<u>は第11号.....</u>		<u>1項第3号、第</u>			<u>同項第11号...</u>		<u>4号若しくは</u>			...		<u>第 11 号.....同</u>					<u>項第 11 号.....</u>			
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																																																																																													
⑬				※ 1 .....																																																																																																																																																													
(イ)				※ 2 .....																																																																																																																																																													
(ロ)				(1) .....																																																																																																																																																													
A				(2) .....																																																																																																																																																													
B				(3) ..... <u>独立行</u>																																																																																																																																																													
C				<u>政法人中小企</u>																																																																																																																																																													
D				<u>業基盤整備機</u>																																																																																																																																																													
E	..... <u>独立行</u>			<u>構法第15条第</u>																																																																																																																																																													
	<u>政法人中小企</u>			<u>1項第3号、</u>																																																																																																																																																													
	<u>業基盤整備機</u>			<u>第4号若しく</u>																																																																																																																																																													
	<u>構法第 15 条第</u>			<u>は第12号.....</u>																																																																																																																																																													
	<u>1項第3号、第</u>			<u>同項第12号...</u>																																																																																																																																																													
	<u>4号若しくは</u>			...																																																																																																																																																													
	<u>第 12 号.....同</u>																																																																																																																																																																
	<u>項第 12 号.....</u>																																																																																																																																																																
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																																																																																													
⑬				※ 1 .....																																																																																																																																																													
(イ)				※ 2 .....																																																																																																																																																													
(ロ)				(1) .....																																																																																																																																																													
A				(2) .....																																																																																																																																																													
B				(3) ..... <u>独立行</u>																																																																																																																																																													
C				<u>政法人中小企</u>																																																																																																																																																													
D				<u>業基盤整備機</u>																																																																																																																																																													
E	..... <u>独立行</u>			<u>構法第15条第</u>																																																																																																																																																													
	<u>政法人中小企</u>			<u>1項第3号、</u>																																																																																																																																																													
	<u>業基盤整備機</u>			<u>第4号若しく</u>																																																																																																																																																													
	<u>構法第 15 条第</u>			<u>は第11号.....</u>																																																																																																																																																													
	<u>1項第3号、第</u>			<u>同項第11号...</u>																																																																																																																																																													
	<u>4号若しくは</u>			...																																																																																																																																																													
	<u>第 11 号.....同</u>																																																																																																																																																																
	<u>項第 11 号.....</u>																																																																																																																																																																
⑭	(イ) <u>農業協同組合</u>																																																																																																																																																																
⑭	(イ) <u>農業協同組合</u>																																																																																																																																																																

改 正 後					改 正 前				
法第 11 条の 48 第 1 項…… (ロ) ……………					法第 11 条の 29 …… (ロ) ……………				
<hr/>					<hr/>				
② ……………					② ……………				
(イ) ……………					(イ) ……………				
(ロ) ……………					(ロ) ……………				
(ハ) ……………					(ハ) ……………				
(ニ) ……………					(ニ) ……………				
(ホ) ……………					(ホ) ……………				
(ハ) 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号又は 第 2 号……同規 則第 7 条……					(ハ) 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から 第 3 号まで又は 第 5 号……同規 則第 8 条……				
<hr/>					<hr/>				

三十七 第 65 条の 7～第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後		改 正 前	
(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)		(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)	
65 の 7(3) - 11 ……………		65 の 7(3) - 11 ……………	
……………特別償却……………		……………特別償却(措置法第 46 条の規定によるものを除く。)…	
		……………	
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)		(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)	

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7 (3) - 12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 2 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 2 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p>	<p>65 の 7 (3) - 12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 12 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 12 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>…</p>

三十八 第 66 条の 4 の 3 ((外国法人の内部取引に係る課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(国外移転所得金額の取扱い)</p> <p>66 の 4 の 3 (8) - 1 措置法第 66 条の 4 の 3 第 14 項……………</p>	<p>(国外移転所得金額の取扱い)</p> <p>66 の 4 の 3 (8) - 1 措置法第 66 条の 4 の 3 第 11 項……………</p>

三十九 第 66 条の 4 の 4 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 66 条の 4 の 4 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)関係</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(総収入金額の範囲)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>66 の 4 の 4-1 措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 3 号に規定する総収入金額とは、  <u>多国籍企業グループ（同項第 2 号に規定する多国籍企業グループをいう。以下  同じ。）の連結財務諸表（同項第 1 号に規定する連結財務諸表をいう。以下同  じ。）における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額（連結財務諸表  がない場合には、多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書  類に基づいて計算した当該合計額に相当する金額）をいうのであるから、例え  ば、売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、  為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負のれ  ん発生益などの科目により、連結財務諸表に計上した全ての収益の額はこれに  含まれることに留意する。</u></p>	
<p>(総収入金額の円換算)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>66 の 4 の 4-2 多国籍企業グループの連結財務諸表が外国通貨で表示される場合  の措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 3 号に規定する直前の最終親会計年度にお  ける多国籍企業グループの総収入金額として財務省令で定める金額について  は、当該直前の最終親会計年度終了の日の電信売買相場の仲値（基本通達 13  の 2-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。）により円換算を行うもの  とする。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(必要な措置が講じられていない場合)</u></p> <p><u>66の4の4-3 措置法令第39条の12の4第1項第1号に規定する「国別報告事項(……)に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられていない場合」とは、最終親会社等(同号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。)の居住地国(同号に規定する居住地国をいう。以下同じ。)において、国別報告事項(同号に規定する国別報告事項をいう。以下同じ。)に相当する事項の提供を義務付ける制度が実施されていない場合をいうのであるから、最終親会社等の居住地国において国別報告事項に相当する事項の提供の義務が免除されている場合はこれに含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(連結財務諸表が作成されることとなる非上場会社が属する企業集団)</u></p> <p><u>66の4の4-4 措置法令第39条の12の4第2項第2号に規定する「支配会社等の株式又は出資を金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所(……)に上場するとしたならばその企業集団の連結財務諸表が作成されることとなるもの」とは、企業集団における支配会社等(同項第1号に規定する支配会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資を我が国又はその支配会社等の本店若しくは主たる事務所の所在する国(我が国を除く。)若しくは地域の同項第2号に規定する金融商品取引所等に上場するとしたならば連結財務諸表が作成されることとなる企業集団をいう。</u></p> <p><u>(例) 例えば、支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場するとしたならば同法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない大会社(会社法第444条第3項に規定する大会社をいう。)の属する企業集団は、これに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

四十 第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
66 の 5-1 <u>削 除</u>	<p><u>(発行済株式－払込未済株式)</u></p> <p>66 の 5-1 措置法第 66 条の 5 第 10 項の規定により読み替えて準用される同条第 5 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>④ 措置法令第 39 条の 13 第 30 項の規定により読み替えて準用される同条第 23 項の「資本金等の額」は、払込済みの金額による。</p>
66 の 5-2 <u>削 除</u>	<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p> <p>66 の 5-2 非居住者又は他の外国法人が外国法人との間に出資関係を通じて措置法第 66 条の 5 第 10 項の規定により読み替えて準用される同条第 5 項第 1 号に規定する特殊の関係にあるかどうかを判定する場合の当該非居住者又は当該他の外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</p>
(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)	(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)
66 の 5-3 措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号……………	66 の 5-3 措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号(同条第 10 項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)……………
(実質的支配関係があるかどうかの判定)	(実質的支配関係があるかどうかの判定)
66 の 5-4 措置法令第 39 条の 13 第 12 項第 3 号……………	66 の 5-4 措置法令第 39 条の 13 第 12 項第 3 号(同条第 30 項において読み替えて準用される場合を含む。)……………
(1) <u>内国法人</u> ……………外国法人……………	(1) <u>法人</u> ……………外国法人(当該法人が外国法人の場合には、他の外国法人)……………

改 正 後	改 正 前
(2) <u>内国法人</u> ……………外国法人……………	(2) <u>法人</u> ……………外国法人 <u>(当該法人が外国法人の場合には、他の外国法人)</u> ……………
(金銭債務の償還差損等)	(金銭債務の償還差損等)
66 の 5-5 <u>内国法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号…………… …………… <u>同項第 2 号</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 1 項……………	66 の 5-5 <u>法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号 <u>(同条第 10 項において読み替えて準用される場合を含む。)</u> …………… <u>同条第 5 項第 2 号</u> <u>(同条第 10 項において読み替えて準用される場合を含む。)</u> ……………措 置法第 66 条の 5 第 1 項 <u>(同条第 10 項において読み替えて準用される場合を 含む。)</u> ……………
(短期の前払利息)	(短期の前払利息)
66 の 5-6 <u>内国法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 1 項……………	66 の 5-6 <u>法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 1 項 <u>(同条第 10 項において 読み替えて準用される場合を含む。)</u> ……………
(負債の利子の範囲)	(負債の利子の範囲)
66 の 5-7 措置法第 66 条の 5 第 5 項第 3 号……………	66 の 5-7 措置法第 66 条の 5 第 5 項第 3 号 <u>(同条第 10 項において準用される場 合を含む。)</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(原価に算入した負債の利子等)	(原価に算入した負債の利子等)
66 の 5-8 <u>内国法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 1 項……………	66 の 5-8 <u>法人</u> ……………措置法第 66 条の 5 第 1 項 <u>(同条第 10 項において 読み替えて準用される場合を含む。)</u> ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(原価に算入した負債の利子等の調整)</p> <p>66の5-9 <u>内国法人</u>……………措置法第66条の5第1項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)</p> <p>66の5-10 措置法第66条の5第5項第4号……………<u>同号</u>……………</p> <p>(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-11 措置法令第39条の13第5項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-13 措置法令第39条の13第19項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5-14 措置法令第39条の13第23項第2号……………<u>内国法人</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(保険会社の総負債)</p>	<p>(原価に算入した負債の利子等の調整)</p> <p>66の5-9 <u>法人</u>……………措置法第66条の5第1項(<u>同条第10項において読み替えて準用される場合を含む。</u>)……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)</p> <p>66の5-10 措置法第66条の5第5項第4号 (<u>同条第10項において準用される場合を含む。以下66の5-10において同じ。</u>)……………<u>同条第5項第4号</u>……………</p> <p>(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-11 措置法令第39条の13第5項(<u>同条第30項において読み替えて準用される場合を含む。</u>)……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-13 措置法令第39条の13第19項 (<u>同条第30項において準用される場合を含む。</u>)……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5-14 措置法令第39条の13第23項第2号 (<u>同条第30項において読み替えて準用される場合を含む。</u>)……………<u>法人</u>……………</p> <p>(保険会社の総負債)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>66の5-15 ……措置法令第39条の13第23項第2号……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)</p> <p>66の5-16 ……………</p> <p>「総負債の帳簿価額」……………</p> <p>(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-17 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………についても、同様とする。</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>又は総負債の帳簿価額の平均額</u>……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)</p>	<p>66の5-15 ……措置法令第39条の13第23項第2号<u>(同条第30項において読み替えて準用される場合を含む。)</u>……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)</p> <p>66の5-16 ……………</p> <p>「総負債の帳簿価額」<u>並びに同条第30項において読み替えて準用される同条第23項に規定する「総資産のうち国内事業に係るものの帳簿価額」及び「総負債のうち国内事業に係るものの帳簿価額」</u>……………</p> <p>(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>66の5-17 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………、<u>同条第30項において読み替えて準用される同条第23項第1号に規定する「当該事業年度の総資産のうち国内事業に係るものの帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」及び同条第30項において読み替えて準用される同条第23項第2号に規定する「当該事業年度の総負債のうち国内事業に係るものの帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」</u>についても、同様とする。</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>、総負債の帳簿価額の平均額、総資産のうち国内事業に係るものの帳簿価額の平均額又は総負債のうち国内事業に係るものの帳簿価額の平均額</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>66 の 5-18 措置法令第 39 条の 13 第 23 項……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>66 の 5-18 措置法令第 39 条の 13 第 23 項 <u>(同条第 30 項において読み替えて準用される場合を含む。)</u> ……………</p> <p><u>(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)</u></p> <p>66 の 5-19 措置法令第 39 条の 13 第 30 項において読み替えて準用される同条第 23 項に規定する「同日における総資産の帳簿価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値(基本通達 13 の 2-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。)により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。</p>

四十一 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額)</u></p> <p>66 の 5 の 2-14 の 2 外国法人の措置法第 66 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用に係る同項に規定する控除対象受取利子等合計額を計算する場合において、法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該恒久的施設に係る同号に規定する本店等から受ける措置法第 66 条の 5 の 2 第 3 項に規定する受取利子等に該当することとなる金額を含めて計算しているときは、これを認める。</p>	<p>(新 設)</p>

四十二 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>66 の 6-16 の 3 ……………</p> <p>……………<u>固定施設を有し (……) ……………自ら行っている (……)</u></p> <p>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 17 第 15 項</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>66 の 6-17 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 17 第 15 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(特定保険協議者の管理支配基準の判定)</u></p> <p><u>66 の 6-17 の 5 措置法令第 39 条の 17 第 6 項に規定する特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、66 の 6-16 前段の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6-18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 第 10 項第 4 号</u>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66 の 6-19 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 11 第 3 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>66 の 6-16 の 3 ……………</p> <p>……………固定施設を有し……………自ら行っている……………</p> <p>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 17 第 12 項</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>66 の 6-17 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 17 第 12 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6-18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 第 8 項第 4 号</u>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66 の 6-19 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 11 第 2 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66 の 6-19 の 3 .....            .....<u>措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 4 号</u>.....</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66 の 6-19 の 4 <u>措置法規則第 22 条の 11 第 6 項</u>.....</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-20 .....            .....<u>法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項</u>.....</p>	<p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66 の 6-19 の 3 .....            .....<u>措置法規則第 22 条の 11 第 4 項第 4 号</u>.....</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66 の 6-19 の 4 <u>措置法規則第 22 条の 11 第 5 項</u>.....</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-20 .....            .....<u>法第 138 条又は所得税法第 161 条</u>.....</p>

**四十三 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)</p> <p>66 の 9 の 2-1 .....            .....66 の 6-17 の 2 から <u>66 の 6-17 の 5</u> まで.....</p>	<p>(特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)</p> <p>66 の 9 の 2-1 .....            .....66 の 6-17 の 2 から <u>66 の 6-17 の 4</u> まで.....</p>

**四十四 第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p>第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p>	<p>第 67 条の 3 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p>

四十五 第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>67 の 5-1 <u>法人が措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）をした日及び事業の用に供した日の現況により判定する。ただし、当該事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する法人が、当該事業年度の同項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する期間において取得等をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p>67 の 5-1 の 2 <u>措置法令第 39 条の 28 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p>	<p><u>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>67 の 5-1 <u>法人が各事業年度の中途において措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

四十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）、原</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 40 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 159 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 22 号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	